

平成21年度の特定再資源化預託金等の出えんについて

使用済自動車の再資源化等に関する法律第98条第1項の規定に基づき、資金管理法人は、その管理する再資源化預託金等のうちに特定再資源化預託金等があるときは、主務大臣の承認を受けて、当該特定再資源化預託金等を指定再資源化機関の実施する離島対策支援事業等に要する費用及び情報管理センターの実施する情報管理業務に要する費用に出えんできることとなっている。

1. 指定再資源化機関に対する出えん

指定再資源化機関の業務を行う(財)自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)再資源化支援部が実施する離島対策等支援事業について、平成20年12月開催の第27回資金管理業務諮問委員会において、平成21年度離島対策等支援事業資金出えん計画が審議・承認された。

同計画において、離島対策支援事業費(予備費を含む)は192百万円となっている。また、同事業を行うための業務運営費は102百万円と見込まれており、これら費用の総額は294百万円となり、平成20年度末の繰越金の見込み額161百万円を超過する。

上記不足額133百万円に加え、来年度5月末に出えん金を受け取るまでの業務運営費2ヶ月分確保の必要性を踏まえ、本財団再資源化支援部が出えんを必要とする特定再資源化預託金等は160百万円となっている(本財団再資源化支援部の平成21年度の業務運営費については資料3-5を参照)。

2. 情報管理センターに対する出えん

情報管理センターの業務を行う本財団情報管理部が実施する情報管理業務について、平成16年度からの8年間累計収支で約2,030百万円の不足が見込まれるため、この不足額については、不足状況を見極めつつ、平成18年度から平成23年度の6年間に段階的に特定再資源化預託金等を出えんすることが、平成18年1月開催の第12回資金管理業務諮問委員会で審議・承認された。

平成21年度において、この不足額に充てるために本財団情報管理部が出えんを必要とする特定再資源化預託金等は30百万円となっている(本財団情報管理部の平成21年度の収支状況見込みについては資料3-6参照)。

以上のとおり、平成21年度において特定再資源化預託金等を指定再資源化機関及び情報管理センターに対してそれぞれ160百万円、30百万円出えんすることについて、平成21年3月における第28回資金管理業務諮問委員会の審議・承認、評議員会の同意及び理事会の議決を受けた後、経済産業大臣及び環境大臣に対して承認申請を行う。

なお、出えんの原資となる特定再資源化預託金等の平成21年2月末における残高は、3,859百万円である(別紙参照)。

以上